

がん登録事業に関する関連法規等（抜粋）

○健康増進法（平成15年5月1日施行）

（生活習慣病の発生の状況の把握）

第16条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めなければならない。

○厚生労働省健康局長等通知「健康増進法等の施行について」（平成15年4月30日付 健発第0430001号）

生活習慣病の発生状況の把握（法第16条）の具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。

○厚生労働省健康局長通知「地域がん登録事業に関する「個人情報の保護に関する法律」の取り扱いについて」（平成16年1月8日付 健発第0108003号）

健康増進法第16条に基づく地域がん登録事業において、民間の医療機関が国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第3号及び第23条第1項第3号に規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の適用除外の事例に該当する。

○厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日）

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

(2) 利用目的による制限の例外

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第15条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第16条第1項）、同条第3項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・ 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供

5. 個人データの第三者提供（法第23条）

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合には、本人の同意を得る必要はない。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・ 健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供

○ がん対策基本法（平成19年4月1日施行）

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第17条

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

○ がん対策基本法案に対する附帯決議（平成18年6月15日 参議院厚生労働委員会）

16. がん登録については、がん罹患者数、罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。

○ 兵庫県個人情報保護審議会答申（平成 18 年 5 月 11 日付 答申第 77 号他）

収集の制限の例外を認める理由等は下記のとおりです。

記

本審議会としては、がん登録事業を実施するに当たり、個人情報保護の観点から、

- ① がん登録事業の概要と本人関与の仕組みを含めた個人情報の取扱いについて、県民一般に理解が得られるように、できるかぎり広範で継続的な周知が図られるようにすること、
- ② がん登録事業の概要と個人情報の取扱いについて、医療機関からがん罹患者本人又は家族等に十分に説明するよう医療機関に対して要請すること、
- ③ ①及び②により、がん罹患者又は家族等からがん登録を拒否する旨の申し出あるいは登録を削除する旨の申し出があった場合には、それに誠実に対応すること、
を前提として、県が、診療情報というセンシティブな情報を、本人の同意を得ずに本人外から収集するという例外的な取扱いを、がん登録事業の目的を達成するためにやむを得ないものであるとして、認めるとの結論に至ったものである。

○ 個人情報の保護に関する法律

（利用目的による制限）

第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を越えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

○ 個人情報の保護に関する条例

（収集の制限）

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 次条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(6) 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 1 条第 1 項の規定による個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的の達成に支障が生じ、又は個人情報

取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りではない。

- (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
- (3) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。